

## バリ島 民族写真素材 ユーザー使用許諾契約書

本商品を購入したお客様(以下[甲]と言う)と株式会社ライフインパクト(以下[乙]と言う)は、乙の運営するバリ写真インターネットダウンロードサイト「インドネシア バリ島の民族写真素材 販売サイト」(以下[販売システムと言う])での甲乙間の売買取引に関する商品の使用許諾事項について、次のとおり契約を締結します。

### 第1条 (本契約の目的)

乙の運営する販売システムに掲載された、乙が著作権及び著作隣接権を有する写真作品(以下[作品]と言う)について、甲に本許諾書の範囲内で作品の使用を許諾します。

### 第2条 (商品の定義)

甲に許諾する商品の定義は以下のとおりとします。

1. 甲が乙の運営する販売サイトを通じて乙に注文し、ダウンロードする作品。
2. 甲が乙に注文書を発行、電話、もしくは乙の運営するインターネットウェブサイトを通じて注文し、これに従って乙が甲に納品する CD-ROM 等電子メディアに収録されている作品。

### 第3条 (各種権利及び使用許諾)

それぞれの立場、役割は、以下の通りとします。

1. 甲は、商品を注文しダウンロードした時点で、本許諾書に合意したものとします。
2. 乙は、販売サイトの作品はオリジナルであり、その著作権および著作隣接権を所有していること、また本契約によって甲に作品の使用許諾をする全権利をを有していること、乙の著作権・著作隣接権に関して将来にわたって第三者よりなんら異議が申し立てされないこと、万一かかる異議の申し立てがあれば乙の責任においてこれを処理することを使用者に対して保証します。
3. 本契約は作品の使用許諾に関するものであり、この契約によって乙の著作権・著作隣接権および原盤権などのいかなる権利も乙から甲に移行しません。
4. 甲は、作品を本契約第4条で定める使用禁止事項以外の用途に非独占的に使用することができ、その個々の使用に際して使用者は乙に何ら報告・支払いをする必要はありません。また使用地域は限定されません。
5. 本許諾の対象は、日本国内で日本国籍を持つ個人または、日本国で登記された法人とします。
6. 作品は原則として購入された当事者のみが利用可能とします。
7. 作品はそのまま、または加工して、本契約第4条で定める使用禁止事項に該当しない範囲において、自己利用の目的あるいは取引先への提供目的のために、広告やパンフ

レット等の印刷物や、ホームページ等のマルチメディアコンテンツ、映像、ゲーム、ソフトウェア等の構成要素の一部として、営利、非営利を問わず使用できることとします。

8. 甲は本権利の第三者への譲渡を禁じます。

#### 第4条（使用禁止事項）

甲は作品の使用に関し、乙の事前の書面による承諾なしに以下の使用をすることはできません。

1. 有形・無形を問わず、またいかなる形式かを問わず、作品を第三者へ販売・貸与・贈与もしくは頒布すること。
2. 作品を複製すること。ただし映像に伴いビデオ等に収録される場合やホームページへの掲載やパンフレットへの記載等に伴い複製される場合を除きます。
3. 用途毎の使用可能な利用媒体は、乙の運営する販売サイト上（<http://maglog.jp/bali/>）に個別に定め掲載されたものを厳守するものとします。
4. 甲は本画像の使用に際し、肖像権者及び撮影者へのライセンスの証であるクレジット表記を付加しなければなりません。クレジット表記詳細については、乙の運営する販売サイト上に掲載します。
5. 本契約期間中、甲は乙に対し、乙より納入されたすべての作品について第三者がこれを不正に使用しないよう、これら作品を管理する義務と責任を負います。
6. 公序良俗に反する方法で使用し、又は公序良俗に反する業務、活動の用に供する目的で使用はできません。また、公序良俗に反するか否かを問わず、アダルト雑誌やアダルトビデオ（その他、DVD、CD-ROM、WEBサイト等、媒体の如何を問わない）に関して、表紙、パッケージ、記事、映像、宣伝、広告、その他一切の態様による使用はできません。また、ポルノや風俗（合法・違法、営利・非営利、個人・法人、その他態様を問わず、性風俗に関する一切の事項を指す。）に関する記事、映像、宣伝、広告、その他一切の態様による使用もできません。
7. 甲は、本画像の被写体（人物、物品、風景など一切を指します。）の特徴、品位、名誉または信用を害する態様での使用はできません。特に被写体が特定の営業、商品あるいはサービスを利用または推奨しているかのような印象を与える使用はできません。その他、違法、虚偽あるいは中傷を内容とする記事、映像、宣伝、広告等に関して被写体を使用することはできません。違反した場合、甲は乙に違約金として、販売サイトでの販売価格の使用料の10倍に相当する額を支払うものとします。また、甲への警告を2度の警告を発しても校正されない場合、最初の警告から1ヶ月以内に乙は甲への本許諾を破棄し、本行為に伴う損害賠償請求を甲へ行うことが出来るものとします。この場合の賠償金額は、30万円を下限とします。

#### 第5条（購入金額）

1. 作品の価格は甲は乙に作品の使用料として、販売サイトに記載された使用料を、ダウ

ンロード・注文毎に支払うものとし、支払いは、販売システム（株式会社ベクターが運営する Vector パスポート）を利用します。

2. 乙は、システム会社のサービス変更や、仕様変更、手数料変更が発生し、現状を維持できないと判断した場合は、甲に通知することなく、料金を改定することができるものとし、また料金改訂前の購入者からのいかなる支払いにも応じられません。

## 第6条（免責・その他）

1. 本商品に製造上の物理的な欠陥が認められた場合以外の本商品の交換、返品、返金はできません。
2. 本商品およびこの使用許諾契約書の内容は予告なく変更することがあります。
3. 本商品のキーワードや説明等の情報（地名、名称など）の正確性には最大限の注意を払いますが、それらの情報が正確であるという保証はできません。事前に誤りがないことを確認いただき、ご使用願います。
4. 本画像、本サービスを使用した場合に発生した如何なる障害および事故、第三者との紛争について、乙は一切責任を負わないものとし、ただし第3条1項にある著作に関わる紛争を除きます。

## 第7条（個別契約の成立）

甲および乙は、個別契約において、甲乙協議のうえ、本契約と異なる定めをすることができるものとし、その場合には個別契約が本契約に優先するものとし、

## 第8条（納品・検査方法）

商品の納品・検査方法については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとし、

## 第9条（危険負担）

天災地変等の不可抗力その他当事者の責めに帰すべからざる事由による商品の滅失・毀損については、商品の引渡しまでは甲の負担とし、引渡した後は乙の負担とし、

## 第10条（保証）

1. 乙が甲に納入した商品の種類、数量、納期または品質上の問題が発生したときは、乙は、自己の責任と費用負担において、直ちに問題の解決にあたるものとし、ただし、その問題が、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲の責任と費用負担において問題の解決にあたるものとし、
2. 前項ただし書に定める商品の品質に関する甲の責任は、代替品の納入または無償の修理に限定されるものとし、
3. 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙に対する商品の納入後3ヶ月を経過したときは、商品につき何ら責任を負わないものとし、

## 第11条 ( 中 止 )

1. 乙は、本契約の目的が達成できない時、また、継続的な営業が出来ないと判断した時は、本件業務及び販売サイトを20日間の事前通知をもって中止、廃止することができるものとします。
2. 甲が4条の規定に違反して作品を使用した場合、乙は催告なく本契約を解除することができるようにします。その場合甲はすべての作品を使用してはならず、ただちに乙に返還しなければなりません。また甲は乙に対し使用料の返還を求めることはできません。

## 第12条 ( 譲渡禁止 )

甲乙は、本契約および個別契約より生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは担保の目的に供してはなりません。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはなりません。ただし、第3条(各種権利及び使用許諾)の項を優先します。

## 第13条 ( 損害賠償 )

甲または乙が本契約または個別契約の条項に違反し、他の当事者に損害を与えたときは、違反した当事者は、損害を蒙った当事者に対し、その損害を賠償することとします。

## 第14条 ( 期限の利益の喪失 )

1. 甲または乙において次の各号の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本契約および個別契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を支払うものとします。
2. 本契約または個別契約の条項に違反したとき
3. 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が1通でも不渡処分を受けたとき
4. 租税公課の滞納処分を受けたとき
5. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき
6. 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続開始の申し立てをなし、またはこれらの申し立てがなされたとき
7. 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき
8. 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
9. 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
10. 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が蒙った損害を賠償するものとします。

## 第15条 ( 契約解除 )

1. 甲または乙は、相手方が前条2号ないし8号の一に該当したときは何らの通知催告を

要せず、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

2. 相手方が本契約または個別契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該期間内に履行しないときも前項と同様とします。
3. 前2項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償することとします。

## 第16条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負いません。

## 第17条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、商品をダウンロードした日より1年間とし、期間満了1カ月前までに、いずれの当事者からも書面による別段の申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 本契約が終結または解除のときに、すでに成立した個別契約があるときは、本契約は、当該個別契約の履行が完了するまで、当該個別契約の履行の目的のために、なお効力を有するものとします。
3. また本契約は、甲、乙それぞれ指定するの継承者においてのみ継続されるものとします。

## 第18条（協議）

本契約に定めなき事項または解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ解決することとします。

## 第19条（効力の存続）

甲乙は、本契約が期間満了または契約解除等により終了した場合であっても、本契約終了日から起算して1年間は、次の各号の義務を負担するものとします。

1. 第14条（保証）
2. 第12条（製造物責任）
3. 第13条（第三者の知的財産権の侵害）
4. 第17条（秘密保持）

## 第20条（裁判管轄）

甲乙は、本契約および個別契約に関して裁判上の紛争が生じたときには、大阪地方裁判所

を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

甲 本商品を購入したお客様

乙

所在地 大阪府東大阪市小若江1丁目11番24号

センチュリーシティ1 306号

株式会社ライフインパクト

代表取締役 三志多 正博